

いじめ防止基本方針

－ 基本的な考え方 －

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。

また、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうるもの」であることから、児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、いじめの防止等（いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための適切な対策を講じる必要がある。

I いじめの防止

1 いじめの未然防止等のための基本的な方向

いじめを生まない土壌づくりのため、児童の豊かな情操や道徳心等の醸成に努め、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童が安心でき、自己有用感を感じられる仲間づくりに努める。また、児童がいじめを自分たちの問題として考えられるよう指導し、傍観者を生まない気運の醸成に努める。さらに、保護者は子どもの教育について第一義的責任を有するものであって、子どもがいじめを行うことのないよう、指導に努める。

2 いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの早期対応の前提であるので、児童をよく観察し、日常での変化に気づくことが重要である。また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあること、いじめは気付きにくく、判断しにくい形で起こることを認識し、いつでもどこにおいても起こり得るという意識を持つておく必要がある。このため、日頃から、学校、家庭、地域社会、関係機関は、相互の信頼関係を構築し、児童が相談しやすいように努めるとともに、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、児童が示す変化を見逃さないようにし、積極的にいじめを認知するよう努める。

3 いじめへの早期対応

いじめを認知した場合には、いじめを受けた児童を守り通すことを前提に、いじめを行った児童には、その行為に対して毅然とした指導等を行う。

学校は教職員全員の共通理解の下、保護者や関係機関の協力を得て組織的な対応に努める。

4 教職員の資質能力の向上と専門的知識を有する者の派遣・活用

いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員の資質能力の向上に努めるとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門的知識を有する者の活用等に努める。

5 家庭や地域社会との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校、家庭、地域社会はその連携を図り、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで対応する仕組みづくりを推進するなど、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるように努める。

6 関係機関との連携

いじめへの対応において、また、いじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係機関の役割に応じて、いじめの防止等のための連携に努める。

7 重大事態への対処

重大事態が発生した場合には、観音寺市教育委員会等の指導を受け、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うなど、その事態に適切に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に努める。

II いじめの防止等のための対策の内容

1 学校における対策

(1) 学校いじめ防止基本方針

ア 学校いじめ防止基本方針の策定

「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうるもの」であり、いじめの防止等について組織的に取り組むため、「学校いじめ防止基本方針」を策定する。

イ 児童・保護者、関係機関等への説明

策定した学校いじめ防止基本方針については、ホームページへ掲載し、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を、必ず入学時・各学年年度の開始時に児童・保護者、関係機関等に説明する。

ウ 学校評価による検証改善

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、評価結果を踏まえて、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。その際、保護者、地域住民、関係機関等の意見を聞くなど、具体的ないじめ防止等の対策に係る連携に努める。

(2) いじめの防止等の対策のための組織

学校におけるいじめの未然防止、早期発見、事案への対処、学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等により構成されるいじめの防止等の対策のための中核となる組織（以下「学校いじめ対策組織」という。）を設置する。

運営に当たっては、学校のいじめ対策の企画立案、事案対処等を多くの教職員が経験することができるよう、組織の構成を工夫・改善する。

（校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・教育相談コーディネーター・特別支援教育コーディネーター・関係学級担任・スクールカウンセラー）

(3) いじめの未然防止

ア 道徳教育及び体験活動

いじめの防止や生命尊重等に向けて、道徳教育や体験活動等を推進する。

イ 児童の主体的な活動

道徳科の授業はもとより、学級活動、児童会活動等の特別活動において、児童が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動を支援し、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させる等、いじめを行う者や傍観者を生まない集団づくりに努める。特にいじめについて考える「強調月間」等においては、積極的に行う。

ウ 保護者との連携

いじめの防止等に関する学校の取組について保護者への啓発に努めるとともに、いじめの防止等に向けて、保護者との連携を図る。

エ 特に配慮が必要な児童への対応

特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

オ 関係機関や地域社会との連携

関係機関の役割と業務を理解した上で、いじめの防止等に向けて、関係機関や地域社会との連携を図る。

(4) いじめの早期発見

ア 日常的な観察・情報共有等

全ての教職員が、児童が示す変化を見逃さないように努めるとともに、教職員相互の積極的な情報交換による情報の共有に努める。また、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるため、教職員と児童との日々の学校生活についてやりとりをする「連絡帳」等を活用して、日々の学校生活や友人関係等の把握に努める。

イ アンケートの実施

いじめの実態を把握するため、児童に対する定期的なアンケート調査を実施する。その際、目的に応じて内容や実施方法を検討し、記名式と無記名式、また、選択式と記述式のそれぞれの特長を生かし、必要に応じて、組み合わせて実施する。

ウ 相談体制に係る情報の周知及び教育相談の実施

児童の悩みを積極的に受け止めるため、教育相談窓口等の情報を積極的に周知するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や教職員による教育相談を実施する。周知に当たっては、いじめの解決につながった事例を示すなど、児童に自ら周囲に援助を求めることの重要性を理解させる。

エ 児童からの相談に対する迅速な対応

児童が自らSOSを発信することやいじめの情報を教職員に報告することは、児童にとって多大な勇気を要することであることを理解し、児童からの相談に対しては、必ず教職員等が迅速に対応することを徹底する。

オ 保護者との信頼関係の構築

保護者が教職員に相談しやすい環境づくりに配慮し、安心して相談できる信頼関係の構築に努める。

(5) いじめに対する措置

いじめの事実があると思われるときは、特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込むことなく、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、関係児童や教職員から事情を聴き取るなどして、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童を徹底して守り通す。加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。また、各教職員は、その対応方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。

いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる場合には、所轄の警察署と連携するなどして対応する。特に、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあると認められるときは、直ちに所轄の警察署に通報し、適切に対処する。

(6) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、「①いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること（相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする）」「②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと」の少なくとも2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に

至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察するよう努める。

(7) 教職員の資質能力の向上

いじめは教職員が気付きにくい形で行われることに留意し、児童のわずかな変化を敏感に察知できるよう、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを活用するなど、いじめの防止等についての校内研修等を推進する。

(8) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる等、児童に対して情報モラルに関する指導を行うとともに、インターネット等の適切な利用等について保護者への啓発を行う。

(9) 学校評価における留意事項

学校評価を行うに際して、いじめの問題を取り扱う場合には、いじめの有無やその多寡を評価するのではなく、積極的にいじめを認知することによる適切な対応を肯定的に評価するなど、いじめの防止等のための適切な取組について評価するよう留意する。

2 重大事態への対応については、観音寺市いじめ防止基本方針に準ずる。

Ⅲ その他

この基本方針は、より実効性の高い取組を実施するため、いじめの防止等に関する国や県、市の施策の実施状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。